

玉城町告示 48 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 3 月 12 日

玉城町長 辻 村 修 一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲  
茶屋
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日  
令和 2 年 3 月 12 日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況  
経営体数  
法人 2 経営体  
個人 0 経営体  
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針  
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける  
・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- 6 地域農業の将来のあり方  
・耕作地の約 2 割近くが湿田状態で麦作への影響が多大であり今年度は  
県、町の指導協力をいただき一部暗渠排水の施工計画中である